

未来を決めるのは、私たち

The Young Women's Christian Association YWCA

(第32総会期主題聖句)
平和を実現する人々は幸いである
—マタイによる福音書5章9節—

(日本YWCAの使命(ミッション))
イエス・キリストに学び、共に生きる世界を実現する
世界の人々と共に人権・平和・環境の問題に取り組む

(日本YWCAのビジョン)
地域で女性達が主体的に活動することを通して、
以下の社会をめざします。
(1) 平和憲法が生かされ、核も暴力もない社会
(2) 女性と子どもの尊厳を守る社会
(3) 若い女性がリーダーシップを発揮する社会
(4) 多世代・多文化で多様な背景を
持つ人びとを尊重する社会

October
2019
No.752

www.ywca.or.jp



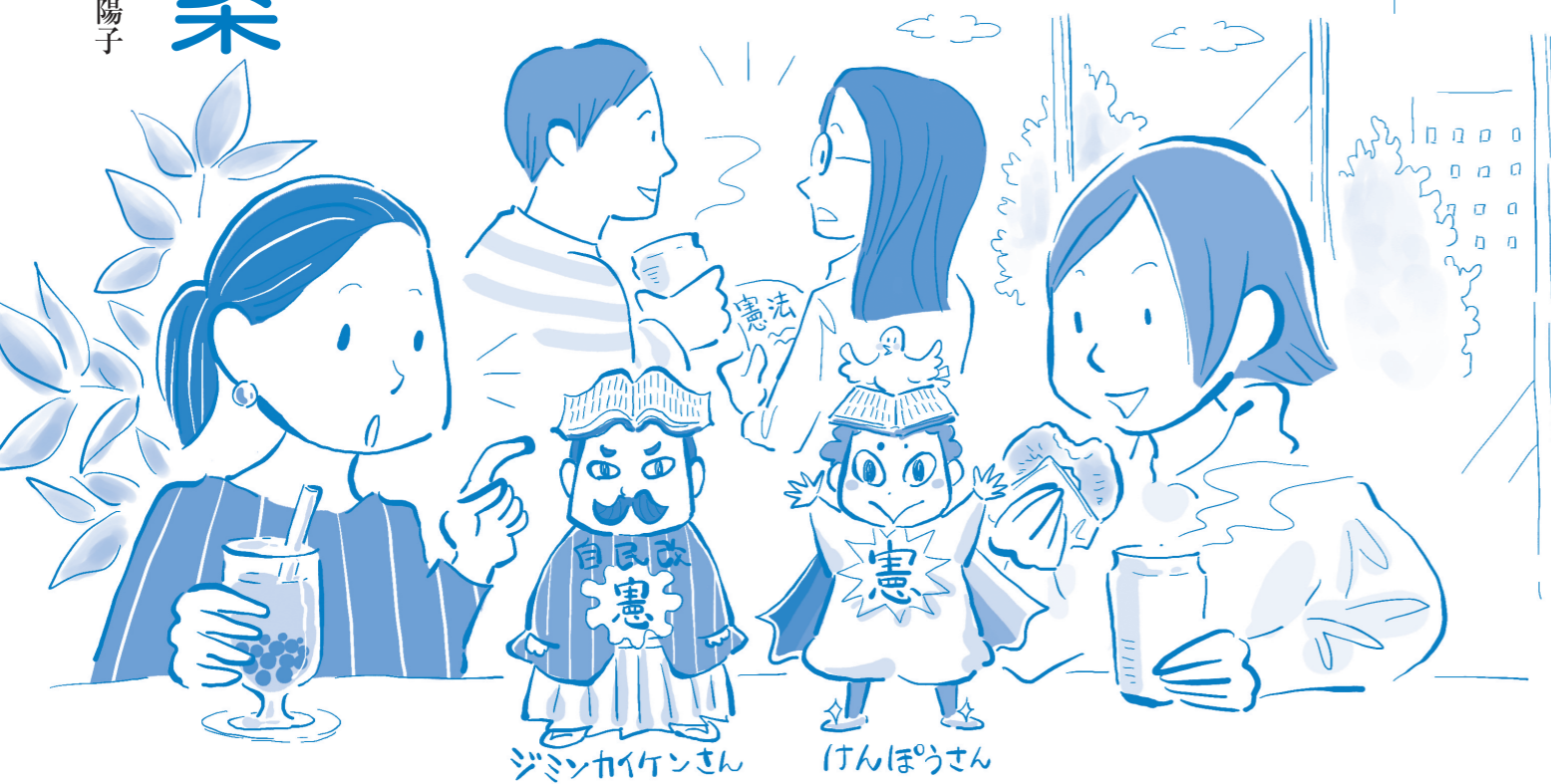
まずは
ココだけ

違いを知って、
みんなまで語ろう！

自民党改憲草案 vs 日本国憲法

最近のメディア報道で「憲法改正(改憲)」という言葉が頻りに聞かれるようになりました。日本の民主主義を支えてきた「日本国憲法」を根底から変えようというものですが、改憲は、私たちの日常だけでなく、子どもたちのこれからを大きく左右する重大なことです。私たち一人ひとりが知ること、自分ごととして考えて、話し合うことが欠かせません。そのきっかけになることを願って、とりわけ重要なポイントに絞ってまとめました。

監修/弁護士 水谷陽子



未来を決めるのは、

私たち

西 欧諸国の市民がその歴史の中で血と汗を流して獲得してきた「立憲主義」と「個人の尊重」という価値観。そして、日本の軍国主義が起した戦争によって犠牲になった多くの命の上に立つ「非暴力平和主義」。これらを柱とする日本国憲法には、歴史の教訓と人類の英知が凝縮されています。空気のように目に見えないけれど、憲法は、いま確かにここにあります。私たちの「当たり前」を支えています。

近 いつちに、この国で初めて、日本国憲法を変えることは是非を問う国民投票が行われるかもしれません。私たち市民が、ネットの情報や周りの雰囲気から流されたり、自分で考えることをメンドクサイと思ったり、よく知らずに「権利」を捨てたりしたら……気がついた時には、当たり前が当たり前でなくなっているかもしれません。

い ま一度、ともに学び、想像してみませんか。70年以上、武力の行使を永久に放棄している国が、憲法によって武力で戦える国に変わったら。アメリカが戦争をすることになった時に一緒に戦う自衛隊の姿を。私たち、未来の子どもたち、そして世界の未来はどうなるのかを……。ぜひこの特集をきっかけに、身近な人々と「憲法」について考えて、話し合ってください。未来を決めるのは、私たちなのです。

ご協力ありがとうございます

- 賛助費
- 井出都 阿部方子 具島美佐子
 - 田中綾 西村律子 山本貴美子
 - 小田純 山岡清二 小林貴久美
 - 岡野峻 中橋美鈴 渡辺美恵子
 - 東彩子 吉野恵子 堀内香代子
 - 角田健 池上幸子 大工原則子
 - 俵恭子 伊藤真代 田村三保子
 - 李初容 大村直子 三股まさ子
 - 桐村巨子 須部道子 常葉俊子
 - 本城智子 白田治子 二子石章
 - 五味優子 比企敦子 芳川雅美
 - 小村明子 花盛静子 三宅香織
 - 馬場元毅 汐崎康子 吉岡郁子
 - 浅原由美 田中唯彦 今石牧子
 - 宮本政明 秋元靖子 寺山朝子
 - 古川道子 松本彰雄 関根紘子
 - 宮本光郎 尾崎敦子 得永道子
 - 松岡信子 河村富雄 河村千恵子
 - 毛利亮子 大崎美子 近藤真由美
 - 小泉陽子 坂上信子 石崎喜美子
 - 眞賀紀子 安江惠津 武内富貴代
 - 吉田紀子 星野花枝 田村恵美子
 - 松下俱子 三宅純子 加納美津子
 - 和田崇子 太田玲子 佐竹美美子
 - 河西恵子 庄子泰子 宮城崇美子
 - 小泉迪子 安田寛子 仁科謙太郎
 - 野澤節子 諏訪昭子 八村悠紀子
 - 杉本陽子 井上玲子 伊藤いく代
 - 荒井重人 小谷充子 井澤須美子
 - 汐崎真子 塩尻和子 中平多恵子
 - 深田光代 仙波容子 森原真知子
 - 山本鉄子 福田公子 赤石めぐみ
 - 角井桂子 田中愛子 長尾眞理子
 - 寺島順子 八木高子 梶原恵理子
 - 中村紀子 齋藤喜子 石橋さなえ
 - 実生律子 河越良子 苫米地久子
 - 松本幸子 本多峰子 泉谷五十鈴
 - 匿名
- ピースメーカーズ募金
(平和をつくり出す女性のリーダーシップ養成)
- 俵恭子 池上幸子 山本貴美子
 - 井出都 桐村巨子 田村三保子
 - 常葉俊子 白田治子 小村明子

- 田中唯彦 玉崎順子 古川道子
 - 大崎美子 近藤秀樹 近藤弘江
 - 嘉屋陽子 齋藤喜子 実生律子
 - 和田崇子 下口朋子 三股まさ子
 - 近藤真由美 苫米地久子
 - 捜真ハブレスト教会
 - 東洋英和女学院 中高部 宗教委員会
 - 一般財団法人函館YWCA
- 世界YWCA総会派遣募金
- 井出都 池上幸子 高月三世子
 - 田中綾 伊藤真代 山本貴美子
 - 俵恭子 常葉俊子 中島美登里
 - 白田治子 国中正人 比企敦子
 - 小村明子 志賀洋子 浅原由美
 - 犬伏邦明 古川道子 関根紘子
 - 毛利亮子 小泉陽子 吉田亜希
 - 嘉屋陽子 松下俱子 和田崇子
 - 小谷充子 齋藤喜子 堀内香代子
 - 河越良子 小淵真理 三股まさ子
 - 岩城紀代子 堀内香代子
 - 伊藤いく代 苫米地久子
 - 日本キリスト教協議会女性委員会
 - 新潟YWCA
- オリーブの木キャンベーン募金
- 田中甫 河野翠子 高橋千沙子
 - 井出都 池上幸子 山本貴美子
 - 川上哲 桐村巨子 友田シズエ
 - 東彩子 白田治子 田村三保子
 - 俵恭子 国中正人 三股まさ子
 - 浅原千代 中村由里 小村明子
 - 田中唯彦 関根紘子 一橋和義
 - 篠原洋子 小坂章雄 横田昌三
 - 角井桂子 田中愛子 田村恵美子
 - 齋藤喜子 星野輝子 坪野えり子
 - 桑原貴子 小淵真理 苫米地久子
 - 匿名
- 災害時支援募金
- 井出都 池上幸子 桐村巨子
 - 俵恭子 白田治子 山本貴美子
 - 比企敦子 小村明子 杉野孝子
 - 秋元靖子 古川道子 大崎美子
 - 和田崇子 齋藤喜子 実生律子
 - 田村三保子 三股まさ子
 - 長尾眞理子 苫米地久子

パレスチナYWCA「難民キャンプにおける子どもたちのためのプログラム」支援

日本キリスト教協議会女性委員会
世界祈祷事務所

東日本大震災被災者支援募金

- 井出都 池上幸子 具島美佐子
- 俵恭子 白田治子 山本貴美子
- 中村由里 小村明子 古川道子
- 山内明子 伊藤悦子 榎本みつ枝
- 安江惠津 和田崇子 若林有美子
- 太田玲子 野澤節子 三股まさ子
- 杉原壽子 杉本陽子 狩野英一郎
- 汐崎真子 仙波容子 加納美津子
- 角井桂子 田中愛子 清水嶋洋子
- 齋藤喜子 桑原貴子 苫米地久子
- こひつじ保育園
- カーロスポート 58件

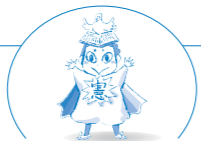
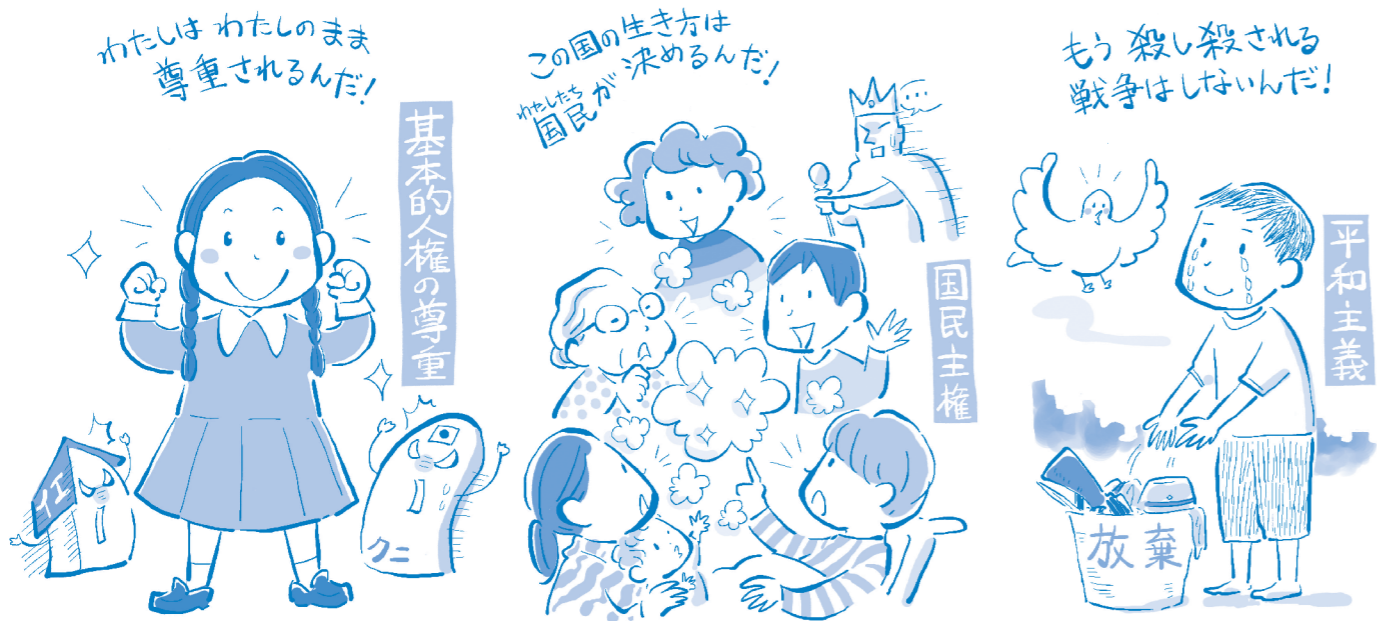
(2019年6月16日〜8月15日)
敬称略

発行所 公益財団法人日本YWCA 〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館302号室
Tel. 03・3292・6121 Fax.03・3292・6122 office-japan@ywca.or.jp www.ywca.or.jp

編集発行人 実生律子/偶数月1日発行

旬な情報発信しています | メルマガ登録 y-net@ywca.or.jp | お名前を送ってください / フェイスブック www.facebook.com/YWCAJapan

日本国憲法三大原則



日本国憲法を 見直そう

一人ひとりが 主人公になる



日本国憲法は、敗戦の翌1946年に公布され、1947年に施行されました。それ以前の大日本帝国憲法（以下、明治憲法）を根本から改めたこの憲法は、戦争で多くを失った人々に、新たな希望をもたらしました。あれから70余年が経って、古くなったから変えよう、という声が聞こえる今こそ、見直してみよう。日本国憲法の独自性が特に表れているとされる前文と第9条に焦点をあてました。

政府が再び戦争を 起こさないように

日本国憲法には「前文」があります。憲法の趣旨や大切にしていることが書かれているため、前文から「憲法のこころ」を読み取ることができます。

前文では最初に、主権が国民にあることを宣言しています。主権とは、国の政治の方向性や道筋を決める力のこと。明治憲法では、主権は天皇にありました。天皇の名のもと国家が戦争をしようと決め、戦争に行くと命令したら、人々は従わなければなりませんでした。

日本国民は、(中略) 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

日本国憲法前文

敗戦に至るまでの日本は、アジアの国々を侵略し、自国にも甚大な犠牲を生じさせました。なぜこんなことになったのか。その大きな原因の一つが、国家権力の暴走にありました。軍部や政治家の思惑で戦争が引き起こされ、人々が雪崩のように巻き込まれていったのです。この反省が、日本国憲法に深く刻まれています。

Point 1

憲法ってなあに
私たちの自由と権利のために
王様を縛る

憲法は国の基本となる決まりごとで「最高法規」といわれます。その最大の目的は「個人の権利を守るために、国家権力に制限をかけること」です。柔らかくいうと「王様を縛る」ことで、「私たちの自由や権利を守っている」のです。王様とは誰でしょう。日本国憲法は、この憲法を守らなければならない人として「天皇や摂政、国務大臣、国会議員、裁判官などの公務員」と定めています。もちろん総理大臣も含まれています。一国の首相も憲法に従って政治をしなければならぬ、こうした考え方を「立憲主義」といいます。

この国のカタチは 私たちが決める

私たちに主権がある政治とは、どういうものでしょう。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

日本国憲法前文

この国のカタチを決める力は私たちにあ

Point 2

個人の尊重
誰もが自分らしい生き方を

私たちは物事を決めるとき、話し合った末に多数決で決めることが多いです。民主主義の日本では、政治や社会のことでも多数決で決まります。さて、憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と謳っています。そう、多数決の結果、少数者となっても、一人ひとりが一番自分らしい生き方をすることを、誰も妨げることはできない。これを「個人の尊重」といって、憲法が一貫して重んじていることです。「国民」と書かれています。「個」の人間をさしています。誰であれ、他の誰とも違うかけがえない自分を大切に生きられるよう、お互いを尊重できるように、憲法は政治に求めているのです。

このまえの世界戦争のあとも、もう戦争は二度とやらないと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

憲法が施行されたとき、当時の文部省は『あたらしい憲法のはなし』という小冊子を配布しました。これはその一文です。もう二度と戦争はしない……。当時の人々の切なる願いではなかったでしょうか。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法第9条

世界が平和であることを心から願ひ、

「二度と戦争はしない。軍力で脅すこともしない。よその国との間に争いごとが起きて、軍力ではなく話し合いで解決しよう」と決めたのです。

日本国民は、恒久の平和を念願し、(中略)平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

日本国憲法前文

戦力に頼らず、平和を願う世界の国の人たちと心を込めて話し合うことで、憎しみの連鎖ではなく、信頼関係を築くことをめざそうというのです。このような国は世界でも珍しいといわれます。とはいえ当時は、この間まで軍隊があり、軍艦や戦闘機で戦っていた国でした。戸惑いもあったでしょう。前出の『あたらしい憲法のはなし』では、戦力の放棄についてこう説いています。

けっして心細く思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。

新しい平和のつくり方 人間の安全保障

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

日本国憲法前文

憲法が示す平和とは、ただ戦争をしなればよいものではありません。暴政、弾圧、差別、貧困、飢餓、疫病、民族紛争など、人間としての尊厳を奪い、生存を脅かすものことから解放されること。そうやって初めて私たち人間は安心して、安全に暮らす

憲法を使おう

困っている私が 社会を変える

私たちの自由と権利は憲法によって守られています。たしかに、戦前の暮らしに比べたら、人権が保障されていることは明らかです。でも現実はどうでしょう。地元以外の大学は無理だ。ブラックでも仕事があるだけマシ。子ども2人目は諦めた……。憲法が謳うことと現実の社会とのズレにガッカリする人も少なくないでしょう。でも、そんなときこそ、憲法を使ってみませんか。

例えば、セクハラ、マタハラ、DVは、少し前まで当然のように行われていました。それがハラスメント(嫌がらせ)であるという認識が広がったのは、被害にあった無数の人たちが、憲法に支えられ、諦めずに声をあげ続けたからです。憲法は私たちに、おかしいと思うことはおかしいと言える権利や、人間らしく働ける権利、そして何より一人ひとりの尊厳を保障しています。だから、声をあげる人は憲法は守ります。

誰でも困ったときは、声をあげて政治や社会に助けを求めていいんです。SNSでのつぶやきなども、大事な一歩になります。難しく考えず、身近なところから憲法を使ってみましょう。

ことができると思っています。それは、日本だけでなく世界中のあらゆる人々がもっている権利(平和的生存権)だといえます。この権利を守るために、日本国憲法は、一人ひとりの人間の命と尊厳を第一に考え、対話と外交努力で争いを解決することを決意しています。軍備による国家の安全保障

に対して、これを「人間の安全保障」といいます。なお、国連が「人間の安全保障」を提唱するようになったのは、日本国憲法が制定されてから50年ほど経つてのことでした。

やさしい 本棚 ちょっと読んでみよう

大事なことを心で感じる

この企画の典拠とした一冊。日本国憲法の良さを伝えることをライフワークとした井上ひさしが、前文と第9条を「翻訳」。「憲法の本質」を子どもにも読める平易なコトバで語りかける。いわさきちひろの絵とともに、憲法を心で感じる絵本。後半に、憲法の捉え方を小学生に向けて語った「憲法って、つまりそういうこと」を再録。

井上ひさしの 子どもにつたえる日本国憲法

井上ひさし 著/講談社/952円+税

気軽に読めてざっくりわかる

「あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)」が火付け役となった「憲法カフェ」の書籍化。その改訂版である本書は、憲法とは何か、新安保法制、緊急事態条項などをわかりやすく解説し、さらに改憲の最前線をアップデート。本紙でおなじみ大島史子さんのイラストが楽しく盛り上げている。コーヒーショップで気軽に読める一冊。

改訂版 憲法カフェへようこそ 意外と楽しく学べる イマドキの改憲

あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)著/かもがわ出版/1200円+税

自分ごとに捉えるきっかけに

初心者に向けたポケットサイズの小冊子。ざっくばらんな憲法トークを通して、憲法を身近に感じることができる。

そうだったのか、憲法

日本YWCA 問い合わせ/03-3292-6121

ご注文はこちらから http://www.ywca.or.jp/news/2018/0411news.html

日本国憲法改正草案をチェック

小さな違いから見える【大きな違い】

日本国憲法を変えようと、2012年、自民党から出された「日本国憲法改正草案(以下、自民党改憲草案)」。現行の憲法すべての条項を見直し、11章102条で構成されています。現行の憲法との違いはたくさんありますが、ここでは、いま特に確認したい重要な違いに焦点をあてました。

Check 1

前文から見える「国家ファースト」

「憲法の「こころ」ともいわれる前文。自民党改憲草案では、その「こころ」をすべて書き換えています。ざっくり読むだけでも、改憲案の立ち位置の問題や、めざす社会の違いが、明確に浮かび上がってきます。

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって(中略)我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており(中略)

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を帯び、互いに助け合って国家を形成する。自民党改憲草案前文

この前文は、日本国は「国民統合の象徴である天皇を戴く国家」で始まっています。第1条で天皇を「元首」と位置づけていますが、前文でも冒頭で強調しています。「日本国民」が登場するのは後半です。「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」その続きには、「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」という日本国民の「あるべき姿」が規定されています。ここには、日本国憲法に脈々と流れる個人の尊重という精神は存在しません。明らかに、「国家ファースト」であることがわかります。

さらに、「日本国憲法の出発点でもある「戦争への深い反省」と「平和的生存権」が一切削除されています。

Check 2

憲法によって縛られる人はだれ?

さて、ここでクイズです。憲法を守るべき人を定めている条項です。両者の違いが、わかりますか?

- ① 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負ふ。(日本国憲法第99条)

- ② 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

自民党改憲草案第102条

前のページでも紹介したように、現行の憲法の一番大切な目的は、「個人の権利を保障するため、国家権力を制限する」

こと。憲法を守らなければならないのは国家、私たちの代わりに国を統治する国会議員などです。

改憲案では、それを「憲法は国民が守るべきルール」としています。立憲主義に基づいた、日本国憲法とは、土台の考え方が逆転しているところが最も大きな違いです。





Check ③

こんなにアブナイ「緊急事態条項」

注目したいポイントの一つが、「緊急事態条項」です。現行の憲法には存在しない条文で、改憲草案第98・99条に新設されようとしています。内閣が「緊急事態宣言」を発令すると、総理大臣に権限が集中し、国会議員の任期を延長したり、国会を通さずに法律と同じ効力がある政令（緊急政令）を内閣で制定できたりするという条項です。その際の国民の服従義務も定められています。

普段、三権分立でバランスをとっている国会（立法府）、内閣（行政府）、裁判所（司法府）ですが、内閣のみにその権力が集中すると、国会や裁判所が内閣の暴走を抑えることができなくなります。歴史をみると、同様の緊急事態令が濫用され、独裁政権の暴走や国民の人権弾圧につながった例があります。

たとえば、大日本帝国憲法下の日本政府は、1928年に議会で否決された治安維持法改正を「緊急勅令」で通し、人々の思想・学問・言論を徹底的に弾圧し、侵略戦争へと突き進みました。また戦前のドイツでは、ワイマール憲法第48条「国家緊急権」を用いてナチス独裁体制が完成したのです。

ちょっとチェック!

「公益と秩序のために」
基本的人権が制限される!?

自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

（自民党改憲草案第12条）
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。
2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

（自民党改憲草案第21条）

私たちの思いや行動が、「公益及び公の秩序」に反すると国家権力が判断したとき私たちの自由や基本的人権を、国家権力が制約する条項があることも見逃せません。

Check 4

憲法第9条に「自衛隊」を明記すると

改憲案の中で最も注目しておきたい項目の一つが、憲法への「自衛隊明記」です。自衛隊違憲論を解消するために、自衛隊を憲法に位置づけようというものです。これは、「武力による威嚇・武力の行使を永久に放棄する」「陸海空軍その他の戦力を保持しない」「国の交戦権を認めない」とする憲法第9条に、以下のように「自衛隊」の存在を書き加えるものです。

①前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、その

ための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
*2018年自民党改憲案文素案 第9条2）
すでに「おなじみの自衛隊」ではなくなっている?

近頃は、被災地でのレスキュー活動や、PKO活動での人道支援のイメージが、市民に定着しています。ところが、その「おなじみの自衛隊」は、2015年の「集団的自衛権」の行使を認める安全保障関連法の制定を境に、大きく変貌を遂げました。「集団的自衛権」とは、日本自身が武力攻撃を受けていなくても、日本と密接な関係にある外国（アメリカ）が武力攻撃を受けた時には、その国と一緒に反撃できるといって、集団的自衛権の行使を認める安保法制の下で自衛隊はすでに、「アメリカの危機に際して一緒に戦う自衛隊」に変わっています。

聞こえてた？ 改憲の足音

憲法を変えようという動きは、急に出来たわけではありません。過去20年を振り返ると、改憲に通じるたくさんの方針が急ピッチでつくられてきました。知っていましたか？ 気がつかないうちに、憲法が変わっていた。当たり前のことが、当たり前ではなくなっていた…。そんなことがないように政治の動向に目を向けていきましょう。

2003年のイラク戦争で、イギリスは集団的自衛権を行使して兵を出し、推定179人が亡くなったといわれています。日本は当時、戦闘地域には行かず、戦闘行為をしませんでしたが、今、安保法制の下で自衛隊が憲法に位置づけられたとしたら、そのときのイギリスと同じような状況になることは、充分考えられるのです。

私たちの暮らしは、
どう変わる？

「自衛隊」を憲法に書き加えても、憲法第9条の条文が残るのなら、私たちの生活は何も変わらない？ 本当にそうなのか、考えてみましょう。

①「国防」を理由に人権が制限される？
現行の憲法には「国防」「自衛隊」という概念がないので、「国防」を理由に、国が国民の人権を制限することはできません。ところが、「国防のための自衛隊」が憲法に書かれることで、憲法上の理由（利益）になります。そうすると、国防上の必要性を理由に人権が制限される可能性があります。メディアの規制や情報統制、あるいは「国防のために必要だから、あなたの土地を使わせてもらう」「この仕事を命じます」といったことも考えられます。

「国防」が憲法上認められれば、その軍事費の予算がさらに拡大します。社会保障や教育などのための予算が減ることはあっても、増えることはないでしょう。
③テロやアメリカの戦争に巻き込まれる可能性が!?
「アメリカと一緒に戦える」自衛隊が憲法上認められれば、もしアメリカが他国を攻撃して反撃を受けたとしたら、アメリカが「攻撃」を受けたという理由で、集団的自衛権の行使によって日本も即参戦となることでしょう。米軍基地のある日本もテロの標的になる可能性が高まるでしょう。

- 1999 日米ガイドライン関連法
周辺事態の際には、物資の輸送や補給など米軍への後方支援や、米軍に民間の空港・港湾を使用させることなどを定めた国会法の一部改正
- 2006 新教育基本法
教育基本法に、道徳心、公共の精神、伝統と文化の尊重、愛国心の育成等が盛り込まれた
- 2007 国民投票法
憲法改正のための手続きを定めた
- 2013 特定秘密保護法
「特定秘密」に指定された安全保障に関する情報の非公開・漏洩への罰則等を定めた
- 2014 改正国民投票法
改憲のための手続きの一部改正
- 2015 安全保障関連法
集団的自衛権の行使を認め、他国軍への後方支援や国際協力活動での自衛隊の活動範囲の拡大等を定めた

参考文献／『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』井上ひさし（講談社）、『「自衛隊明記」改憲のはらむ問題点』（明日の自由を守る若手弁護士会WEB）、『憲法カフェで語ろう 9条・自衛隊・加憲』明日の自由を守る若手弁護士会＋柳澤協二（かもがわ出版）

※第85回党大会で「改憲4項目」に関する案文素案として発表